

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省28-⑭)

政策分野名 【施策名】	地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等					担当部局名		農村振興局 【農村振興局地域振興課/農村環境課/農地資源課/地域整備課】		
政策の概要 【施策の概要】	集落において高齢化や人口減少が進行する中で、小規模な農家や兼業農家、高齢者、地域住民等も含め、地域全体でのコミュニティ機能の発揮等により、地域の共同活動を通じて営まれる農地等の資源の維持・継承、住みやすい生活環境の実現に向けた取組を推進する。					政策評価体系上の 位置付け		農村の振興(産業、農村機能)		
政策に関する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日) 第3 3 (1)多面的機能支払制度の着実な推進、地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等 我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(平成23年10月25日) Ⅲ 戦略6 (1)地震・津波などを想定した農林漁業・関連産業等の見直し 土地改良長期計画(注1)(平成28年8月24日閣議決定) 第3 3 (2) 政策目標3 ア ①農村協働力を活かした地域資源の保全管理体制の強化 政策目標4 ア ①農村の生活基盤の効率的な保全管理 社会資本整備重点計画(注2)(平成27年9月18日) 農林水産業・地域の活力創造プラン(平成26年6月24日) Ⅴ 5. ⑥ 鳥獣被害対策の推進 攻めの農林水産業推進本部とりまとめ(重点事項)(平成25年12月) 4. 重点事項10 ⑩鳥獣害対策					政策評価 実施予定時期		平成31年8月		
施策(1)	多面的機能の発揮(注3)を促進するための取組									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	集落において高齢化や人口減少が進行する中で、小規模な農家や兼業農家、高齢者、地域住民等も含め、地域全体でのコミュニティ機能の発揮等により、地域の共同活動を通じて営まれる農地等の資源の維持・継承、住みやすい生活環境の実現に向けた取組を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】										
農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の増加及び地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の増加										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
ア 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率	27.4%	平成26年度	40.0%	平成32年度	-	31.6%	33.7%	35.8%	37.9%	土地改良長期計画においては、地域共同活動における農業者以外の多様な人材の参画率を平成32年度までに約4割以上とすることを重点指標としており、同指標を測定指標と設定した。 また、平成32年度に多様な人材の参画率が40%を達成するよう、毎年度一定の割合で増加することを目標として設定した。
					-	28.3%				
イ 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合	35.0%	平成26年度	50.0%	平成32年度	-	40.0%	42.5%	45.0%	47.5%	土地改良長期計画においては、持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合を平成32年度までに約5割以上とすることを重点指標としており、同指標を測定指標と設定した。 また、平成32年度に広域的に保全管理される農地面積の割合が50%を達成するよう、毎年度一定の割合で増加することを目標として設定した。
					-	38.0%				

目標② 【達成すべき目標】		中山間地域等の農用地面積の減少を防止									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
第4期対策期間(H27～H31)において減少が防止される中山間地域等の農用地の面積		—	—	8.0万ha	平成31年度	8.0万ha	8.0万ha	8.0万ha	8.0万ha	8.0万ha	高齢化や人口減少の進行が著しい中山間地域等における耕作放棄の増加が懸念される中、これらの地域における継続的な農業生産活動等の実施による農用地面積の減少防止が、農業の有する多面的機能の確保につながることから、「中山間地域等の農用地面積の減少防止」を目標として設定した。 本制度の対象となり得る地域であって、未だ本制度に取り組んでいない地域における農用地面積の減少率11.6%(平成17年及び平成22年の耕地面積の比較)に、平成26年度の本制度の実施面積68.7万ha(見込み)を乗じた8万haの農用地の減少防止を目標とする。
施策(2)		集約とネットワーク化による集落機能の維持等									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		農村において、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある状況にある中、農村コミュニティの維持・再生を図る。 このため、地域コミュニティ機能を維持する観点から、地域住民が主体となった地域の将来ビジョンの策定を推進するなど支援体制の充実を図るとともに、農地の保全や農業、生活関連施設の再編などの環境整備を進める。									
目標① 【達成すべき目標】		農村部における人口減の抑制									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
ア 農村部の人口減の抑制		23,729千人	平成27年度	21,512千人	平成37年度	—	23,570千人	23,332千人	23,097千人	22,863千人	農林統計上の農業地域類型の平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域を合わせて農村部とし、「農村部の人口減の抑制」を指標として設定した。 その理由は、農村部の人口減少、高齢化、条件不利地など厳しい状況に置かれており、同地域の振興を図るためには、人口の社会増減のみならず自然増減を考慮した施策が必要であるからである。 目標値を平成37年度に21,512千人とした。 目標年度は、食料・農業・農村基本計画を踏まえて設定し、目標水準は、平成17年度から平成27年度の農村部の人口(住民基本台帳ベース)を対前年の平均減少率を用いて、平成27年度以降の各年度の人口(住民基本台帳ベース)を推計し、平成37年度の人口を算出した。
				当該年度基準値							
				—	23,456千人	23,183千人	22,911千人	22,638千人			
目標② 【達成すべき目標】		農業集落排水施設(注4)の再編を推進									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
ア 農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を策定した再編計画の策定市町村数		0市町村	平成27年度	約300市町村	平成32年度	—	60市町村	120市町村	180市町村	240市町村	農業集落排水施設については、人口減少に伴う利用料金の上昇に対応するため、ストックの適正化に取り組む必要があることから、施設の再編を推進することが必要である。 このため、土地改良長期計画(平成28～32年度)において、農業集落排水施設を有する市町村のうち、供用人口が計画人口から3割以上減少している市町村数(約300市町村)を目標値とし、平成32年度までに、維持管理費の削減目標を設定した再編計画を策定することを目標として設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するために毎年度一定割合で農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を策定した再編計画の策定市町村数を増加させることとする。
						—	202市町村				

施策(3)		鳥獣被害対策の推進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		野生鳥獣による農産物等への被害が拡大してきたが、荒廃農地の増加や集落人口の減少も一因となっており、更なる被害の深刻化、広域化を招くことが懸念されている。このため、「鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、鳥獣被害対策実施隊の設置促進及び体制の強化等を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】		鳥獣による農作物の被害の軽減									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
ア 鳥獣被害対策実施隊(注5)の設置市町村数	1,012市町村	平成27年度	1,200市町村	平成32年度	1,000	1,090	1,120	1,150	1,180	近年の鳥獣被害の広域化・深刻化を踏まえ、また、被害防止計画の策定が一定程度進んでいる状況を踏まえ、捕獲・追い払い、侵入防止柵の設置、放任果樹等の除去などによる生息環境管理などの地域ぐるみの総合的な被害対策の担い手である鳥獣被害対策実施隊の設置をさらに促進する必要があることから、鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村数を指標として選定。 平成26年度に鳥獣被害が確認されている市町村は1,474存在しているが、27年度(27年10月末時点)において、実施隊を設置している市町村は、1,012と被害発生市町村の7割に満たない状況。被害が確認されている1,474市町村数のうち、実施隊未設置市町村であって比較的被害が大きい市町村が約190存在していることから、5年後の32年度を目標年度として、目標値を1,200市町村と設定。 年度ごとの目標値については、年度がすすむにつれ新規設置が難しくなると考えられるため、これまでの設置数の推移等、過去の実績を基に段階的に設定した。	

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			28年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成28年行政事業レ ビュー 事業番号
	25年度 [百万円]	26年度 [百万円]	27年度 [百万円]				
(1) 農業の有する多面的機能の発揮の 促進に関する法律 (平成27年)	—	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-②-ア	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講じることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与する。 加えて、「農地・農業用水等の保全管理に係る集落等の地域が主体となった活動への延べ参加者数」の増加及び中山間地域等の農用地面積の減少防止に寄与する。	—
(2) 農村地域工業等導入促進法 (昭和46年)	—	—	—	—	(2)-①-ア	農村地域への工業等の導入並びに農業従事者の導入工業等への就業促進。 農村地域工業等導入実施計画に基づき農村地域への企業立地を推進することにより、農村部における人口減の抑制に寄与する。	—
(3) 農山漁村の活性化のための定住等 及び地域間交流の促進に関する法 律 (平成19年)	—	—	—	—	(2)-①-ア	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、農村部における人口減の抑制に寄与する。	—
(4) 特定農山村地域における農林業等 の活性化のための基盤整備の促進 に関する法律 (平成5年)	—	—	—	—	(2)-①-ア	傾斜地が多くまとまった平地が少ないため、生産コストが割高となるなど、農業生産条件が不利な地域において、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、豊かで住み良い農山村の育成に資する。 本法を活用し、農林業その他の事業の振興を図るための新規作物の導入による農業経営の改善や需要の開拓、新商品の開発その他の地域特産物の生産及び販売等を通じて、雇用と所得の確保が図られることにより、当該地域を含む農村部における人口減の抑制に結びつくことに寄与する。	—
(5) 農山漁村電気導入促進法 (昭和27年)	—	—	—	—	(2)-①-ア	都道府県農山漁村電気導入計画に基づき、全国農山漁村電気導入計画を策定。農山漁村地域に電気を導入し、農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上の促進。 本法を活用し、農山漁村に豊富に存在する資源を利用した小水力発電等を促進することにより、当該地域の振興が図られ、当該地域の人口減の抑制に結びつくことに寄与する。	—
(6) 山村振興法 (昭和40年)	—	—	—	—	(2)-①-ア	山村振興基本方針、山村振興計画の作成及びこれに基づく事業の実施により山村における住民の福祉の向上、地域格差の是正等に資する。 本法を活用し、山村の産業基盤や生活環境の整備等により、雇用と所得の確保や生活改善等が図られ、当該地域の人口減の抑制に結びつくことに寄与する。	—
(7) 特殊土地帯災害防除及び振興 臨時措置法 (昭和27年)	—	—	—	—	(2)-①-ア	特殊土地帯に対し、適切な災害防除及び農地改良対策を樹立し、これに基づく事業を実施することにより、特殊土地帯の保全と農業生産力の向上を図る。 特殊土地帯における災害防除の事業実施により、災害の発生頻度の低下、被害及び土砂流出量の軽減により同地帯の保全が図られるほか、農地改良の事業実施により、栽培可能な作目範囲の拡大、収益性の高い多様な農業生産が可能になるなどの効果発揮を通じて、当該地域の人口減の抑制に結びつくことに寄与する。	—
(8) 鳥獣による農林水産業等に係る被 害の防止のための特別措置に関す る法律(平成20年)	—	—	—	—	(3)-①-ア	鳥獣による農林水産被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進する。 被害防止計画を定めた市町村及び計画に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対し、必要な支援措置を実施することにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与する。	—
(9) 多面的機能支払交付金 (平成26年度) (主、関連:28-8,12)	—	48,251 (44,824)	48,251 (48,247)	48,251	(1)-①-ア (1)-①-イ	農村・農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援する。 本交付金は、都道府県及び市町村を通じて、農業者や地域住民等で構成する活動組織等に交付するものであり、農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の増加及び地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の増加に寄与する。	0191
(10) 中山間地域等直接支払交付金 (平成12年度) (主)	28,463 (26,594)	28,474 (26,666)	29,000 (25,459)	26,300	(1)-②-ア	中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、耕作放棄地の発生を防止し多面的機能を確保。 本交付金は、中山間地域等において農業生産活動等を継続して行う農業者等に交付するものであり、中山間地域等の農用地面積の減少防止に直接寄与する。	0189
(11) 農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:28- 3,7,8,12,15,16,17,18,19,22)	—	—	—	8,000 の内数	(2)-①-ア	農山漁村の持つ豊かな自然及び「食」を観光、教育、福祉等に活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農山漁村集落が存続に向けて集落間の連携を図る取組、地域資源を活用した所得又は雇用の増大に向けた取組、農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援することにより、農村部における人口減の抑制に寄与する。	新28-0028

	(12) 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 (平成24年度) (関連:28-3,12,15)	1,323 (1,227)	1,071 (903)	922 (716)	480	(2)-①-ア	農業水利施設を活用した小水力等発電の導入に係る調査設計等の取組を支援する。 この支援措置により再生可能エネルギーの活用と農業水利施設の維持管理費軽減に向けた取組の促進を図り、持続的な農業の発展と農村の活性化、農村部における人口減の抑制に寄与する。	0194
	(13) 美しい農村再生支援事業 (平成26年度) (主)	-	1,000 (98)	297 (196)	96	(2)-①-ア	農村の有する景観や歴史・伝統等に着目し、地域住民を巻き込みながら、農村の総合的な価値を向上・継承するための取組を支援。 本交付金は、農村の棚田や疏水等の有する美しい景観や歴史・伝統等の総合的な価値を農村の付加価値として新たに蘇らせ、農業・農村の活性化を図る取組を支援するものであり、農村部における人口減の抑制に寄与する。	0192
	(14) 農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:28-7,8,12,15,17,22)	190,443 の内数 (141,305 の内数)	125,722 の内数 (125,436 の内数)	102,624 の内数 (102,481 の内数)	87,320 の内数	(2)-②-ア	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 本交付金の支援内容の一つである農業集落排水事業において、農業集落排水施設の計画的・効率的な維持管理に資する取組を実施することにより、農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を策定した再編計画の策定市町村数の向上に寄与する。	0105
	(15) 鳥獣被害防止総合対策交付金 (平成20年度) (主、関連:28-12,17,22)	9,383 (8,882)	12,206 (10,559)	13,001 (10,899)	9,500	(3)-①-ア	市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害対策を支援。 また、県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策及び人材育成を支援。 被害防止計画を策定し、効果的な被害防止対策を行う市町村数を増やすことにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与する。	0190
	(16) 地域活性化雇用促進資金 (農工法関連) (平成20年度)	《貸付枠》 5,000 (2,341)	《貸付枠》 5,000 (2,379)	《貸付枠》 5,000 (225)	《貸付枠》 5,000	(2)-①-ア	農村地域工業等導入地区における施設整備等に必要資金の融通。 本資金は、農村地域への工業等の導入が促進し、導入工業等への雇用を創出すること等により、農村部における人口減の抑制に寄与する。	—
	(17) 振興山村・過疎地域経営改善資金 (昭和45年度)	《貸付枠》 1,000 (0)	《貸付枠》 1,000 (18)	《貸付枠》 1,000 (0)	《貸付枠》 300	(2)-①-ア	振興山村又は過疎地域において、農林漁業の振興等を図ることにより、所得の安定確保や地域の活性化を実現できるよう、必要な資金を融通。 本資金の融通による農林漁業関係施設等の改良・造成・取得等により、経営改善が進展し、農林漁業の振興、所得の安定確保や地域の活性化が図られ、当該地域の人口減の抑制に寄与する。	—
	(18) 農林漁業施設資金(農山漁村電気 導入) (昭和25年度)	《貸付枠》 34,196 の内数 (0)	《貸付枠》 26,876 の内数 (0)	《貸付枠》 25,476 の内数 (0)	《貸付枠》 21,506 の内数	(2)-①-ア	発電水力が未開発のまま存在する農山漁村等における発電施設の整備等に必要資金を融通。 本資金を活用し、農山漁村に豊富に存在する資源を利用した小水力発電等を促進することにより、当該地域の振興が図られ、当該地域の人口減の抑制に寄与する。	—
	(19) 中山間地域活性化資金 (平成2年度)	《貸付枠》 5,460 (12,722)	《貸付枠》 5,460 (14,431)	《貸付枠》 5,460 (16,719)	《貸付枠》 5,460	(2)-①-ア	中山間地域において、農林漁業を総合的に振興、地域の活性化を図るために必要な資金を融通。 中山間地域において、本資金の融通による新商品の開発、需要の開拓等により、地域の農林畜水産物の加工の増進、流通の合理化等が進展し、所得の安定確保や地域の活性化が図られ、当該地域の人口減の抑制に寄与する。	—
	(20) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特 別控除 (特定農山村法関連) (平成5年度)	<0> (<0>)	<0> (<0>)	<0> (0)	<0>	(2)-①-ア	租税特別措置法第34条の3、第65条の5、第68条の76 農用地等の所有権移転等による農林業上の利用の確保を図るため、所有権移転等促進計画に基づく農用地等の譲渡所得に係る課税の特例制度。 本特例により、農林業上の利用が確保されるような土地利用等が推進され、特定農山村地域の雇用と所得の確保を図ることにより、当該地域の人口減の抑制に寄与する。	—
	(21) 特定地域(過疎地域、振興山村、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、奄美群島)における工業用機械等の割増償却・特別償却	<863> (<314>)	<381> (<556>)	<373> (<478>)	<491>	(2)-①-ア	租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27 (振興山村) ※平成27年度より以下の制度に変更。平成26年度までは、下記※(過疎地域、振興山村)に記載の制度。 産業振興施策促進区域のうち振興山村地域内において、地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の事業の用に供する一定規模以上の施設を取得した事業者に対して、5年間の割増償却を行う。 (機械・装置等)普通償却限度額の24%の割増償却 (建物等)普通償却限度額の36%の割増償却 ※(過疎地域、振興山村) 対象事業用の機械等を新設又は増設した場合に、取得価額の一定割合を特別償却。 (機械・装置等)取得価額の10%の特別償却 (建物等)取得価額の6%の特別償却 (半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、奄美群島)※H25より以下の制度に変更(H24まで上記※(過疎地域、振興山村)に記載の制度) 市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区において、機械等を取得等し、対象事業の用に供した場合に、5年間の割増償却。 (機械・装置)普通償却限度額の32%の割増償却 (建物・附属設備、構築物)普通償却限度額の48%の割増償却 本特例により、民間事業者等の特定地域への進出や設備投資を促し、雇用と所得の確保を図ることにより、当該地域の人口減の抑制に寄与する。	—

政策の予算額[百万円]			78,269 <123,295>	74,772 <104,820>
政策の執行額[百万円]			74,453 <120,866>	

- (注1)「予算額計」欄及び「28年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。
- (注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)(イ)	把握の方法	多面的機能支払交付金制度の実績報告等により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	① 毎年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況調査により、本制度の取組面積を把握。 ② 農林業センサスから本制度の対象農用地と類似の条件不利性を有する地域の経営耕地面積減少率(5年間)を把握。 ①に②を乗じて中山間地域等の農用地面積の減少防止面積を算出。
			達成度合の判定方法	達成度合＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(2)	目標①	指標(ア)(イ)	把握の方法	総務省より公表される「住民基本台帳に基づく人口動態」を基に農村部の人口数の実績値を把握。
			達成度合の判定方法	達成度合＝{(当該年度実績値－当該年度基準値)／(当該年度目標値－当該年度基準値)}×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	農業集落排水施設を有する市町村を対象とした聞き取り調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(3)	目標①	指標(ア)	把握の方法	都道府県を通じた聞き取り調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合＝(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

2. 用語解説

注1	土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。
注2	社会資本整備重点計画	社会資本整備重点計画法の規定により、社会資本整備事業を重点的かつ効率的に推進するため、閣議決定により策定。5年を一期として、計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標等を決定。
注3	多面的機能の発揮	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年第78号)」において、「農業の有する多面的機能」とは、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能と定義されている。このため、「多面的機能の発揮」とは、これらの機能を発揮すること。
注4	農業集落排水施設	農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿等処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設。
注5	鳥獣被害対策実施隊	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を推進するための「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律(平成19年第134号)」の第9条において、市町村が対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画(同法第4条)に基づく被害防止施策を適切に実施するために設置することができるとされているもの。鳥獣被害対策実施隊は、市町村長の任命又は指名による鳥獣被害対策実施隊員で構成。